

会議名称：平成26年度8月期古賀市社会教育委員会会議

日時：平成26年8月7日（木）19時00分～21時00分

場所：市役所第2委員会室

主な議題：（仮称）生涯学習センター及び周辺施設整備事業について

傍聴者数：傍聴者なし

出席者：木下委員、小山委員、力丸委員、加藤委員、平島委員、船越委員、松本委員、水上委員

（以上委員8名）

山田課長、本田係長、篠塚、力丸サンフレアこが館長、中野歴史資料館係長

欠席者：永井委員、橋本委員

事務局：教育委員会生涯学習推進課社会教育振興係

配布資料：①レジュメ

②実施設計の概要について

③「第1回古賀市生涯学習笑顔のつどい」次年度へ向けて

④施設使用料の見直しに関する考え方

⑤主な社会教育施設の減免制度適用状況について

⑥古賀市社会教育委員の取組について

会議内容：以下のとおり

木下議長：

皆さんこんばんは。8月期社会教育委員の会議を始める。

前回、笑顔のつどいの方向性について意見を出していただいた。この笑顔のつどいできたことがもう本当にありがたく、皆さんに感謝している。第2回のつどいについては、この先またこの会議の中で話し合うことになると思うが、笑顔のつどいについては、副議長である加藤委員を中心に進めていただきたいと思っている。これは私個人のことで大変申し訳ないのだが、冒頭に申し上げておく。

ではまず報告事項。（1）の（仮称）古賀市生涯学習センター及び周辺施設整備について。まず実施設計の概要について事務局からお願いします。

事務局：

では資料をもとに説明させていただく。

（事務局から、実施設計の概要について説明。）

木下議長：

実施設計について、何か質問がある方は。

力丸委員：

用具倉庫はどうなるのか。

事務局：

用具倉庫は建てかえる。

木下議長：

他にないか。では（２）の施設使用料及び減免制度について。

事務局：

このことについては、「施設使用料等の見直し等に関する考え方」という資料も合わせて、社会教育施設の使用料及び減免制度について説明する。

まずは資料１ページ目の「①施設使用料等の見直しに関する考え方（前回のまとめ）」を御覧いただきたい。これは先日開催された、公民館運営審議会の資料から抜粋したものである。施設の使用料の考え方の基本方針としては、①受益者負担の原則、施設利用者には応分の負担を求めること。②体系的な施設使用料設定、施設に係る経費を整理し、わかりやすい料金体系とすること。③施設使用料減免基準の見直し、適正な収入の確保、公正性・透明性ある制度運用をめざすこと。以上３点をもとに考えていきたいと思っている。手順としては、まず目安となる使用料の試算を行い、次に近隣類似施設の使用料との均衡を図り、見直しに伴って大幅な負担増にならないような配慮を加え、新使用料を設定するという流れになる。目安となる使用料の考え方は、原価に受益者負担率を乗じて算出する。

２ページ目、目安となる使用料の算出の説明である。まず原価とは施設の管理運営費に相当するもので、施設を通常維持管理するのに必要な費用が含まれる。もうひとつの受益者負担率というのは、施設の設置目的やサービスの性格に応じた公費と受益者との負担割合を示すもので、生涯学習センターの場合は５０対５０の負担割合を設定している。

続いて３ページ目の使用料決定の考え方について。目安となる使用料を実際に算出し、近隣類似施設の均衡を図るために同種同規模施設の使用料と比較検討を行った結果が３ページ目の表のとおりである。

このように目安となる使用料と近隣の類似施設から算出した参考額をもとに、最終的に使用料を決定していくこととなるが、案①と案②となっているのは、基本方針である「効率的でわかりやすい料金体系」という点を踏まえて、案①については部屋ごとに料金を分類した場合、案②は現在の研修棟のように部屋の種類ごとに料金を分類した場合のどちらの料金体系が望ましいかということがあるのでこのような表現にしている。また具体的な金額を表示していないのは、試算結果からは現状の使用料を上げざるを得ない状況であることと、使用料の減免制度とも関連があることから空欄としているところである。いずれにしても、新しい施設、それから消費税の増税に伴う料金の改定が必要になってくると考えている。

引き続き、減免制度について説明する。

主な社会教育施設における減免制度の適用の状況については資料を御覧いただきたい。公民館、社会体育施設、サンフレアがこの対象者ごとの減免適用状況について比較できるようにしている。施設によって一部減免の取り扱いが異なっており、一貫性を欠いたものになっている。

対象者として挙げられている社会教育関係団体については、登録要綱に基づき申請のあった団体に対し、登録の可否を社会教育委員の会議で意見聴取したうえで決定しているところである。

社会教育関係団体に登録された団体は社会教育施設の使用にあたって減免を受けることができるようになっている。

公民館についても同様の団体登録制度があり、減免の対象となっている。

それから主な社会教育施設の使用料の減免状況を資料として添付している。施設によっては利用者の大半が減免対象となっており、利用者負担の公平性を損なうとともに利用者の固定化を招いているところである。総体として７０％近くが減免の取り扱いとなっている。

社会教育関係団体については平成２０年度に本会議に諮問、答申をいただき制度化したものであるが、社会教育関係団体と言っても現在は活動の種類も形態もさまざまであり、どこまでがその団体に当てはまるのか、判断が難しくなってきた状態である。生涯学習センターの完成と新しい使用料の設定にあわせて、社会教育関係団体のあり方について再考しなければならない時期ではないかと考えている。

山田課長：

今、施設使用料のことで、減免のことを申し上げた。前回の会議の中で、過去の提言集等をもう一度見直して検証をしていこうという話もあったわけだが、実は平成20年度に、社会教育関係団体の登録について教育委員会から諮問を行い、答申を出していただいている。経緯等を見ていただくと、社会教育施設の使用料減免規定に定める社会教育関係団体の明確な判断基準を定めることについて諮問があったため、社会教育関係団体の判断基準について及び社会教育関係団体登録要綱案について答申した。そして平成21年度に古賀市社会教育関係団体登録要綱を定め、登録団体を社会教育施設使用の際に減免対象とするなどの運用を行っているという状況である。

ただ、この5年間で社会の流れとか世の中の流れが変わってきている。現在、20の社会教育関係団体が登録されている。ただ、社会教育関係団体という括りではなくて、御存じのようにいわゆる市民活動団体も社会教育関係団体として登録されている現状がある。であるから、この社会教育関係団体の登録の要綱、そしてその判断基準というところがこの5年間で大きく変わってきているというのが現状である。

社会教育関係団体は現在20団体が登録されているが、それとは別に公民館の活動登録団体というのが約100団体いる。この団体に対しても減免を適用している。そのように減免を適用する団体がどんどん膨らんでいって、かなりの数になっている。

そういった意味からここでお願いしたいのは、社会教育関係団体の部分について再度教育委員会から諮問をさせていただいて、遅くとも今年中に答申を出していただけないだろうかと思っているところである。

諮問については、いわゆる生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方という、広い意味での諮問をさせていただければと思っている。すなわち市民活動団体とのすみ分けをどうするのか、私どもの考え方からすれば大きな市民活動という中に社会教育活動も含まれるのではないかということもある。

生涯学習センターはいわゆる生涯学習の拠点となるが、社会教育を進めるだけではなくて、世の中の流れとしてやはり市民活動の部分で活動されている市民の方にも使っていただきたいという趣旨になっているので、社会教育関係団体というところ、あるいはその登録要綱について、皆さん方で御審議していただき、答申を出していただきたいと思っている。

木下議長：

施設使用料等の見直しに関する考え方の資料については、公民館運営審議会で意見を出し合ったものを踏まえて、前回の公運審の資料として作成されたものである。私はこの資料を見て非常に感動した。非常に分かりやすく説明していただいているなと感じたが、皆さんどうですか。

施設使用料等の見直しに関する基本方針として、①の受益者負担の原則、②の体系的な施設使用料設定、③の減免基準の見直し、この方針を行政としては持っているというところで、皆様の御意見をいただいて、最終的に行政としてまとめていきたいということである。

私は思うのだが、3.11以来、かなり日本人の考え方というか、若者も含めて、大きく変わってきていると思う。ボランティアももちろんそうだが、行政だけに頼るのではなくて、やっぱり自分たちで市民の力でこうやっていこうよっていう、そういう高い志の方が増えてきているんだろうと思う。そういうことで、急速に5年前にこの登録について答申したことが、これではカバーできないぐらいに、いい方向に世の中がいつているのだと思う。

そういうことから、今度は10年後、20年後を見据えてどうしていったらいいのかということ、この新しいゾーンができる時期に合わせて行政としては考えたいということなので、ぜひ皆さん方のご意見をいただきたいということである。こういった減免制度ができたのは、やはり日本人が戦後10年ぐらい経って、何とか食べることはできるようになって、やっぱり文化や教養も身に付けられないといけないということになって、できるだけ社会人が学ぶ場があって、文化や教養を高めてもらいたい、そのためには学ぶ人たちの負担を出来るだけ減らしていこうじゃないか、ということだったと思う。

そういった支援のおかげで現在は研修棟でも多くの文化的活動が行われている。ただ、そういう時代と比べて、現代をどう捉えるか。少子高齢社会になっていて、あと10年もすれば超高齢社会になる。そういう中で、どういう古賀市を創造していくか、公の施設がどうあるべきかというところで、ぜひこれを考えていただきたいと思う。何か質問がある方は。

平島委員：

新しい施設の目安となる使用料の算出法を説明いただいたが、ここでは稼働率はどのくらいに見積もっているのか。

事務局：

現在の案では、稼働率は考えていない。利用可能時間は、1日の開館時間である13時間に1年間の開館日数を乗じたものとして計算している。稼働率を加えると、使用料はもっと上がる。

加藤委員：

今度建てられる生涯学習センターは、公民館という位置づけになるのか。

事務局：

今のリーパスプラザのホール棟は公民館である。生涯学習センターについては、公民館という位置づけではない。生涯学習センターは現在のホール棟とサンフレアこがと渡り廊下でつなぐのだが、それ全体でひとつの施設とし、中に公民館や図書館や歴史資料館が含まれるというイメージである。

力丸委員：

この生涯学習センターというものを、基本的に、多くの市民に安く使っていただくように考えているのか、もしくは、ある程度公平に受益者負担を取りながら運営していこうとしているのか。その大きな方向性になるんだと思う。

事務局：

今の研修棟は1時間300円である。これは決して私どもとしては高いとは思っていない。世の中は今不景気だが、議長が先ほどから言われているように、社会の情勢としては極端に使用料を上げて市民の方々に使い勝手が悪くなるということは避けなければいけないと思っているが、やはり受益者負担というところは前提にあると考えている。だからその受益者負担の部分と、安くて使い勝手のいい施設という部分の、どこで折り合いをつけるかということになると思う。

木下議長：

要するに、市の施設は税金を使って運営されている。しかし、施設によってはまったく使っていない市民がいるものもある。例えば市民のうち日常的に使っているのは3割くらいだというときに、さらに使用料を減免してそれが公平なのかということもある。では何が公平なのかということについて、皆さんから御意見をいただいて、行政への参考になればということで答申すればいいのではないかと。

力丸委員：

古賀市の中に社会教育の大きな基盤をつくって広めていって、社会教育がいろんなところで広がっていくようにという思いで研修棟を改築して、広めていかれたような経緯もあるし、やはり古賀市において市民が気軽に使えるように、そしてその人たちの輪がどんどん広がっていくような場所でないといけない、それが税金の根本的な使い方だと思うので、そこ

を基本的な部分においていくことが重要であると思う。

水上委員：

先ほど、社会教育だけにとどまらず市民活動にも広げて、ということでご説明があったのだが、現在のつながりひろばに登録されている市民活動団体との兼ね合いというのはどう考えているのか。今は確か、つながりひろばに登録されていても研修棟の減免はないと聞いたのだが、市民活動の総合窓口ということでつながりひろばができたと思うのだが、その登録団体は生涯学習センターではどういう取り扱いになると考えられているのか。

木下議長：

社会教育関係団体は20団体登録されている。ところがつながりひろばには市民活動団体として100団体くらい登録されている。だから、今は5年前につくった社会教育関係団体登録では対応できなくなっている。社会教育関係団体に登録できる団体が実際はいっぱいあるわけだ。

事務局：

今議長が言われた通りなのだが、社会教育関係団体が20団体登録されている。それ以外に、つながりひろばが90団体ぐらい、そして公民館が100ぐらいの団体が登録されている。公民館の登録団体と社会教育関係団体には減免が適用されるが、つながりひろばの登録団体には減免が適用されないという状況である。

じゃあどこですみ分けするのか、社会教育関係団体と市民活動団体をどこですみ分けするのかという部分で、公平性から言えば、じゃあなぜつながりひろばに登録していて何で減免がないのとか言われるのは、現状ではその通りなのである。そういうところも踏まえて、答申を出していただければと考えている。

加藤委員：

公民館の活動団体が100団体と言われたが、その活動団体とつながり広場に登録している団体とは別か。

事務局：

重なっている団体もあるが、別の団体もあるということである。

加藤委員：

しかし登録のやり方は別々ということか。ではその辺の整理も必要になってくるということか。

木下議長：

とにかく今は不公平がでてきているということである。だから皆が納得できるものをつくっていくために、諮問をしたいということだ。

松本委員：

施設使用料の見直しに関する考え方、これを見て、一人の市民としてはこういった客観的な根拠に基づいてきちっと決められているという、そういった行政のきめ細やかさを感じて、市の職員の方の影の努力は相当なものだなと思った。

私もやはり、基本的には最初に議長や課長が言われたように、多くの市民の方、社会教育の関係の方々こういった立派な施設を使用してもらって、社会教育活動を活性化していくというのが行政の役目であるし、社会教育委員が市民と行政

をつなぐ橋渡し役であるので、やはり活性化につながるような妥当な使用料とか減免措置の取り扱いとか、そういった方向は基本的に大切なんじゃないかなと思っている。

木下議長：

特に今期初めて委員になった方は、問題点が分からないというか、課題が見えなかったら答えも出せないと思うので、もう少し次回は現状を説明していただいて諮問していただいた方がいいのではないかな。

あとは具体的な議論をどうやっていくかということで、やはり10人全員だとなかなか意見がでてこないということもあるので、そういうところもどうやったら効率的でいいんじゃないかということまで考えてきていただきたい。

では協議事項に入る。

「古賀市生涯学習笑顔のつどい」次年度へ向けての取りまとめということで、事務局から説明をお願いします。

事務局：

前回の会議で皆さんから意見として出された課題や問題点など、そしてそれに対する方向性というかたちで資料を作成している。

木下議長：

笑顔のつどいについては次年度に向けてということになるが、先ほど説明があったように諮問がなされるので、年明けくらいから実際には取り組んでいくことになると思う。そういう流れについてはそれでいいかな。

(一同、異議なし。)

では次に社会教育委員のこれまでの活動と実績について。

事務局：

前日に委員の皆さんの中から、これまでの社会教育委員の答申や提言の内容を振り返って検証を行いたいという意見が出たので、そのための資料を本日用意している。まず、古賀市の社会教育に大きな功績を残された村山武先生についての資料、そして平成4年度の村山先生の提言、これがちょうど社会教育委員25周年ということで、記念誌を作られたときの提言を載せている。「社会教育委員会の活性化25年の歩み」ということで、村山先生の社会教育に対する思いが凝縮している提言だと思う。そして、平成19・20年度の提言にある「校区コミュニティの活性化を目指して」を載せている。

それから、これまでの社会教育委員の取組として、①平成15年度以降の社会教育委員提言についての一覧、②これまで社会教育委員会から出された答申それから建議について、こちらともわかる範囲であるが、一覧にして載せている。

こういったところを素材にさせていただきながら協議を進めていただきたいと思う。

それから、25年度から新しく社会教育委員になられた5名の方については、平成24年度に社会教育委員の会議の中で当時社会教育総合センターの副所長であった黒田さんに、生涯学習のこれまでの変遷について講義していただいた講義録を配布している。非常に分かりやすく、頭の中を整理するのに役に立つ内容だと思うので、ぜひ御覧になっていただきたい。

木下議長：

村山武先生は文化協会の初代会長でもあるのだが、旧古賀中学校の敷地に大ホールを建ててもらいたいということで、確か2000席で要望されていたんじゃないかな。つまり公民館ではなくて、文化ホールというような位置づけで。ところが金がない。公民館にしたら国からお金が出るということで公民館ということになったのだが、文化協会は1200席、市

は600席、それで間を取って800席と、そういった経緯で公民館が建てられたわけだから、社会教育委員の中から意見が出されて中央公民館ができたという歴史がある。

それから類似公民館、いわゆる自治公民館は用地購入も補助対象になっている。

そして平成20年度に先ほどの説明にもあった社会教育関係団体の登録について我々が答申し、制度がつくられた。

社会教育委員は独任制なので、それぞれが社会教育委員であるという意識を持って、日々の活動を行ってもらおうというのが原点である。その活動している中から論文を出しなさいということで、提言がずっと続いてきている。ところがなかなか提言したことが実行に移されないということで、それならば行政と一緒にやっ払いこうということでこの10年あまりはやってきた。本日の資料を各自しっかり読んでいただいて、過去の社会教育委員の活動や思いを継承していただきたい。では連絡事項について。

(事務局からの連絡事項、省略。)

ではこれで社会教育委員の会議を終わる。皆さんお疲れ様でした。